

大情審答申第 487 号
令和 3 年 4 月 16 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番29までの各項の（あ）欄により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番29までの各項の（お）に記載の各決定（以下「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番29までの各項の（い）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番29までの各項の（う）欄に記載の旨の公開請求（以下項番順に「本件請求 1」から「本件請求29」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求を却下する理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件各決定を行った。

記

本件公開請求者からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、これまでの経緯を総合的に勘案すると、真に公文書の公開を求めているものとは解されず、実施機関の業務遂行を著しく停滞させるものであって、情報公開制度の趣旨から著しく乖離するものであり、権利の濫用に該当するため。

3 審査請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番29までの各項の（か）欄に記載の年月日

に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき、それぞれ審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表項番1から項番29までの各項の（き）欄のとおりである。

1 公開請求の目的

- ・大阪市による不正な説明、不正な事務処理が申請当初より行われているため、障害等級認定等の真実究明のために説明・労力・お金を費やして必要最小限度においてやむを得ず公開請求を行っています。なお、大阪市の不正（全体の一部）は大阪市が自ら明らかにしたものはなく、すべてが公開請求により判明している。
- ・公開請求・開示請求及びそれに係る審査請求の真の目的は「核心部分の説明※」を得るために行っているものです。
- ・したがって、大阪市が「核心部分の説明※」を行えば、すべての公開請求開示請求及び審査請求を取り下げます。また、「核心部分の説明」がすでに存在することが判明した場合あるいは私の等級認定に誤りがある場合は、大阪市としてその誤りを認めた場合でも同様です。

※核心部分の説明

自身と同じ症状の事案を求心性視野狭窄と認定しているという実施機関の不正・矛盾についての、求心性視野狭窄と認定する場合、しない場合の個々の状況が何であるかについての説明

2 実施機関意見書・「権利の濫用を理由とする特定公開請求者からの公開請求却下について」に対する反論

H30.4.9大北福第18号で開示された「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について、H30年3月総務局情報公開グループ」（以下「却下について」という。）が、私の知らない間に作成されこれを理由に突如多くの公開請求が却下決定されました。

「却下について」にある理由は、事実でないもの又は私の発言の主旨を故意に変更してあるものであり、権利の濫用に該当するとしたのは重大な誤りです。

(1) 「公開請求・・・社会通念上妥当・・・個別に判断して行うこととなる。」について

却下決定通知書の理由がすべて同じである。その決裁文書には、総務局が作成した「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」のみを添付して根拠としている。いずれにも、「個別に判断」の事実がない。

(2) 「本市において・・・公開請求を却下した事例」について

公平性・妥当性等について比較する為に行った本市事例の公開請求は不当に却下されている。

- (3) 「障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求」と断定していることについて

根拠理由の説明がまったく無い。障害認定審査についての不服に端を発する公開請求はそもそも行ったことがない。正しくは「障害認定について、手帳交付時対応した北区特定係長が認定基準を隠ぺいし、根拠に基づく具体的説明を行わないことに端を発する公開請求・・・」であること明白です。

- (4) 「既に十分な説明を尽くしている」について

まったく事実ではない。「大阪市の認定に問題はない。中心10度より外側に残存視野があるため。」を繰り返すばかりであり、具体的説明ない。認定に係る疑問・矛盾については、まったく説明がありません。

- (5) 「公開請求の件数はH27.4.1・・・膨大な件数に」について

大阪市による不正な説明・事務処理が当初より繰り返されるため、認定基準の事務処理の在り方についての理解が進まなかったが、指摘ある平成27年度ごろより大阪市の対応が不正不十分であることが理解できるようになったため必然的に件数が増えているのは事実である。したがって、指摘にあるいやがらせで件数を増やしているとするのは誤りである。

「決定書」を実例として件数増について説明すると、

- ・ 最初は理由の妥当性を確認するための公開請求
- ・ 決裁の不正を確認するための公開請求
- ・ 不服ある場合の教示の記載の有無を確認するための公開請求
- ・ 公印不正を確認するための公開請求 をそれぞれにおいて行っている。

これは一度にすべての不正に気付かずその都度目的のある公開請求を行った。したがって、公開件数増の責任は全て大阪市の対応にある。

公開件数が多いと指摘あるが、そもそも適切な対応あれば公開請求をすることはありません。したがって今回の件以外で公開請求を行ったことは今までにありません。

また、行った公開請求の必要性等について、

- ・ 請求とは異なる文書が公開され、改めて公開請求するもの
- ・ 決定書の公開する文書の件名が具体的に特定されておらず、不明なため改めてその特定を求め公開請求するもの
- ・ 不存在の理由が不明なため、その理由を請求するもの
- ・ 説明において「ウソについてウソで説明」と思われるもの（例えば、不服申立の審査会議事録の件数欄に「・・・+不服申立1件」とある件についての説明）も多くあり、その事実確認のための公開請求をするもの
- ・ 不服申立に対する北区作成の「決定書」のように、その悪質性を確認するため他区すべてに同様の決定書を請求するもの

等々があり、件数多いのは事実だが、その 8～9 割は大阪市の不正・不適切な対応が原因である。

(6) 「閲覧せずに放置している」について

大阪市の対応が原因である。閲覧するため届いた決定通知書を提示するも「この部分はこの所属はまだ資料が来ていません。」とされることが多くあり結果として一通の決定書の一部や24区のうちのある区について漏らしたものである。その後、漏らしたすべてを閲覧している。

たしかに、公開決定通知書が紛れ込んだり、優先順位で後回しとしたものもあるのも事実です。しかし、私はこれまで週 1 回程度継続して本庁 1 階で閲覧しており、閲覧する意思があること明白である。約 8 千枚だ 6 万枚だとあるが数えたのでしょうか？そのような暇があるのか分かりませんが、なぜ「〇〇について、閲覧忘れていませんか？」の一言がないのですか？

(7) 「請求者の言動から」について

指摘のすべてが発言の趣旨を意図的に変えている。前後の会話内容について記載してほしい。「大阪市は「根拠に基づく十分な説明を行い、その認定結果に何の不合理もないにもかかわらず」私がいやがらせで公開請求している」との趣旨だと思うが、真逆である。当初から私は、市民の声や面談時に疑問等について、根拠に基づく具体的説明あれば、この件についての市民の声や公開請求は行わないと公言している。

・実施機関の主張 第 4 の 2 の (3) のアについて

「自身の制度解釈と合致しないため」とあるが問題をすり替えており悪質である。根拠に基づく具体的説明がまったくなく、何の判断もできず合致する・しない以前の状況である。

・同イについて

この件の大阪市区対応は不正のオンパレードであるが、その目的・原因等はまったく究明されておらず関係文書が廃棄されたくないと思っているのは事実です。

・同ウについて

「課長となら話をする」・「課長が謝罪しなければ、補正に応じない」旨の発言はあったとあるが、これまで多くの補正に応じている。

課長（情報公開グループ）と話したいと言っているが、それは審査請求に関する事務を含めて、総務局として適切な対応していただき、不用な請求しないために話し合いたいと申し入れている。しかし、1 度も合ったことがない。

「謝罪しなければ」とあるが、そのような事は言ったことない。そもそも「だれに何を謝罪しろ」と言ったのかも不明です。

補正に応じないものもあるのも事実だが、範囲を絞ることにより隠ぺいされるのを防ぐ必要がある場合である。

・同エ、オ、カについて

ウと同じであるが、カに「市民の声として扱うならば補正を行うが…」とあることについて、大阪市は、私の提出した市民の声に対して、まずA段階として、さしさわりのないが不十分な回答を行う。(市民の声回答として)

その不明を問う市民の声に対し、B段階として、質問に関係ない回答する。

(総務局が情報提供処理を行い所管が課長名による回答する。)(注) 回答がない場合もある。そのため、私としては個別の単語・文書について個々に公開請求する必要性が生じている。の繰り返しです。

3 公開請求却下決定通知書に係る大阪市の対応

- ・ 通告することなく私の発言を録音、記録している。
- ・ 通告なく「権利の濫用・・・公開請求の却下について(課長までの決裁)」を作成するが、内容等の説明はまったくない。また、却下を目的とした2回の法律相談(公金支出あり)に用いられている。

4 各請求の個別の目的について

(1) H30. 3. 19付大北福第1280号公開請求却下決定について

R2. 6. 16付意見書の第1-7にあるとおり、リハセン係長が本当に特定病院に出張したのかを確認する必要があるため行った公開請求です。それ以前にも同様の公開請求するがパソコンより出力されたものが公開されています。

仮に、当係長の特定病院訪問が事実でなかった場合、障がい等級認定を所管するリハセンがウソの説明をした理由を追求する必要があります。

(2) H30. 3. 19付大北福第1278号・1279号公開請求却下決定について

いずれも個人が特定できるすべてを黒塗りした上で請求部分を公開することにより、障害等級認定の公平・妥当性が確認できるのに、これまでも公開していない。

(3) H30. 3. 19付大北福第1281号公開請求却下決定について

(1)と同じで、リハセン係長の特定病院出張の事実を確認するものである。

出張交通費を所管する人事室は市内出張交通費明細書において備考欄を公開してピタパ利用の有無を明らかにしているが、福祉局は備考欄を黒塗りにして公開した経過がある。これに係り、公益通報するも、「第1義的には、所属で対応すべき」とされたため、改めて公開請求した。

(4) H30. 5. 1付大北福第83号公開請求却下決定について

総務局が作成した「権利の濫用を理由・・・公開請求の却下について」は情報公開グループの課長までの決裁である。この文書は市民の知る権利を奪う目的であり、所属長決裁が必要であり、その確認のための公開請求である。

なお、「権利の濫用を理由・・・却下について」に、本市の事例が示されているため本市の事例を公開請求して確認しようとするも、この公開請求も却

下されている。

(5) H30. 8. 13付大北福第430号公開請求却下決定について

市民の声を回答しなかった説明が不正であると思われるため、事実確認のための公開請求です。現時点で大阪市を被告として裁判はしていません。

(6) H30. 8. 13付大北福第431号に公開請求却下決定について

(5)に同じ

(7) H30. 8. 28付大北福第510号公開請求却下決定について

平成30年7月障害等級認定基準の一部改正があった。改正後では、「求心性視野狭窄」の文言は削除される一方で「残存視野が中心10度より外側にある場合は『10度以内のもの』と認定する。」と明確になっています。

医者からは、学会の要望で「求心性視野狭窄」が削除されたが等級認定の考え方は変わっていないとの説明がある。平成23年と30年では、残存視野の状態はほぼ同じだが、一部改正により2級（改正前の求心性視野狭窄）に認定されている。大阪市は①ガイドライン（視覚障がい部分のみ）は情報提供したが、②厚労省作成文書、③その他の資料はその存在すら明らかにしておらず、認定基準改正前後における解釈の同異を明らかにしていない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 権利の濫用を理由とした公開請求の却下について

(1) 条例第10条第2項の規定について

条例第10条第2項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と規定している。

条例第10条第2項に規定する「公開をしない旨の決定」には、公開請求が対象文書を特定しておらず不適法な場合や公開請求が明らかに権利の濫用と認められる場合も含まれる。

(2) 公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断について

公開請求が権利の濫用に該当するか否かの判断は、公開請求の態様、公開請求に応じた場合の実施機関の事務への支障及び市民等の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行うこととなる。

具体的には、次のような場合において、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、情報公開制度の趣旨から著しく乖離する公開請求は、権利の濫用に該当する。

ア 正当な理由なく同内容の公開請求を繰り返すとき

- イ 特定の部署を指定して公開請求を繰り返すとき
- ウ 特定の職員に係る誹謗中傷を記載した公開請求を繰り返すとき
- エ 公開決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく公文書の閲覧等をしてしないなど、公開の実施を受ける意思がないとき
- オ 公開請求者の言動等から公開請求の目的が公文書の公開以外にあることが明らかであると認められるとき
- カ 公開請求に係る公文書が大量である場合において、正当な理由なく公開請求の補正に応じないとき
- キ 公開の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき

(3) 本市において権利の濫用を理由として実際に公開請求を却下した事例について

本市において、権利の濫用を理由として実際に公開請求を却下した事例及び却下した理由は次のとおりである。

ア 生野区役所他（上記(2)アに該当）

本件については、答申第332号等により、今後当該請求者からの特定の公開請求については、権利の濫用に該当することから却下すべきである旨、大阪市情報公開審査会から答申がなされている。

イ 都市計画局及び消防局（上記(2)ア、エ、オ、カ、キに該当）

本件については、答申第364号等により、条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく著しく不適正な請求であることは明らかであり、公開請求を却下すべきである旨、同審査会から答申がなされている。

ウ 阿倍野区役所（上記(2)ア、イ、ウ、オに該当）

本件については、答申第409号により、実施機関が行った公開請求却下決定が妥当である旨、同審査会から答申がなされている。

エ 財政局（上記(2)エ、オ、カに該当）

(4) 権利の濫用を理由とした公開請求却下決定が妥当であるとされた他都市事例について

ア 東京高裁平成23年7月20日判決（上記(2)カに該当）

イ 名古屋高裁平成25年10月30日判決（上記(2)オ、カ、キに該当）

ウ 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（平成23年8月11日付け横情審 答申第950号及び第951号 上記(2)ア、イ、ウ、オに該当）

2 本件請求の権利の濫用を理由とした却下について

審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、下記(1)から(4)のとおり、上記1(2)ア、エ、オ、カに該当し、真に公文書の公開を求めているものとは解されず、実施機関の業務遂行を著しく停滞させるものであって、情報公開制度の趣旨から著しく乖離するものであり、上記1(3)に記載した過去の本市の事例と比較しても十分、権利の濫用に該当すると解されるこ

とから、処分庁は本件請求を却下したものである。

なお、特に下記(4)で述べるとおり、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求に係る対応によって、実施機関の業務遂行は著しく停滞しており、このような状況は、他の公開請求者からの公開請求に係る対応に支障を来しかねず、到底看過し得ない状況であるものと思料する。

(1) 正当な理由なく同内容の公開請求を繰り返していること（上記1(2)ア）

ア 障がい認定審査についての不服について、北区役所及び福祉局は、審査請求人に対して既に十分な説明を尽くしている。

イ しかしながら、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求の件数は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間で約630件と膨大な件数に及んでおり、特に平成29年度については、本市における公開請求全体に占める割合が17.8%と看過し得ない状況にある。

ウ 審査請求人は膨大な件数の公開請求を行っているものの、その内容は、ほぼ全てが障がい認定審査についての不服に端を発するものであり、非常に限定された内容について執拗に繰り返し請求を行っていることが認められる。

エ 以上のことから、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)アの「正当な理由なく同内容の公開請求を繰り返すとき」に該当する。

(2) 公開決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく公文書の閲覧等をしないなど、公開の実施を受ける意思がないこと（上記1(2)エ）

ア 審査請求人の公開請求に係る対象文書は、平成28年度以後、少なくとも約6万枚に及んでいるが、審査請求人は平成30年2月の時点でこのうち約8千枚について閲覧せずに放置している。

イ 審査請求人の公開請求に係る対象文書は、平成28年度以後、少なくとも約6万枚に及んでいるが、写しの交付を受けたのはわずか約600枚に留まっている。

ウ 審査請求人は約8千枚について閲覧せずに放置しているにもかかわらず、新たな公開請求を繰り返している。

エ 以上のことから、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)エの「公開決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく公文書の閲覧等をしないなど、公開の実施を受ける意思がないとき」に該当する。

(3) 請求者の言動等から公開請求の目的が公文書の公開以外にあることが明らかであると認められること（上記1(2)オ）

次の審査請求人の発言を踏まえると、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)オの「請求者の言動等から公開請求の目的が公文書の公開以外にあることが明らかであると認められるとき」に該当する。

ア 北区役所は審査請求人に対し、身体障がい者手帳の認定に係る説明を繰り返し行っているが、審査請求人は自身の制度解釈と合致しないため、北区役所の説明を認めず、「納得のいく説明ができるまでこの公開請求はやめない。」旨の発言があった。

イ 保存期間が間もなく満了する公文書について公開請求を行った際に、「公開請求を行えば、その決裁文書として当該文書が保存されるので、当該文書が廃棄されることを防ぐために公開請求を行った。」旨の発言があった。

ウ 公開請求に係る公文書が大量であるため、口頭により補正を促した際に「課長が謝罪しなければ、補正に応じない。」や「課長となら話をする。」旨の発言があった。

エ 公開請求に係る公文書が大量であり、延長決定となる場合において、単なる件数や実施機関からの回答を求めるのであれば、情報提供や文書による回答を行う旨伝えたところ、「情報提供や文書による回答の場合には、課長決裁で終えられてしまう。公開請求であれば所属長決裁になる。自分の問題を所属長へ伝えるために公開請求を行っている。」旨の発言があった。

オ 公開請求に係る公文書が大量であり、延長決定となる場合において、補正を促したところ「公開請求に係る対象文書が大量であろうと、その中から何をどれだけ見るのかは公開請求者が判断する。」旨の発言があった。

カ 対象文書が大量であることから、公開決定等の期限の特例を適用し、公開請求に係る公文書の一部について公開の実施を行った際に、対象文書の量に比して閲覧の時間が明らかに短いため、残る公文書についての補正や取り下げを口頭で促した際に、「自身の申出を市民の声として扱うならば請求の補正を行うが、扱わないのであれば補正は行わない。」旨の発言があった。

(4) 公開請求に係る公文書が大量である場合において、正当な理由なく公開請求の補正に応じないこと（上記1(2)カ）

ア 審査請求人は、次のとおり公開請求に係る公文書が大量であって、実施機関の業務遂行を著しく停滞させる公開請求を多数行っている。また、これらの公開請求の中には、全24区役所を対象とした公開請求で1区役所当たり約20時間、全24区役所で約480時間を要したと推計される公開請求も存在する。

(ア) 審査請求人は、北区役所及び福祉局へ行った公開請求と同種の公開請求を本市各所属に対して行っており、審査請求人の公開請求に係る事務処理のために、本市全体で非常に長時間を要している。

(イ) 審査請求人は公開請求において、審査請求人が設定した複数の条件に合致する各所属が保有する公文書を求める公開請求を多数行うが、当該条件に合致した公文書の探索のために、各所属において非常に長時間を要して

いる。

イ しかしながら、上記(2)のとおり、実施機関が非常に長時間を費やして大量の公文書に対して公開決定等を行ったにもかかわらず、審査請求人はそのすべてを詳細に閲覧するわけではない。

そこで、審査請求人が指定する条件に合致する事例の有無や件数などを別途情報提供し、その中から必要に応じて公開請求を行うことなどを求め補正を求めるものの、上記(3)の発言のとおり、審査請求人は正当な理由なく応じない。

ウ 以上のことから、審査請求人からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、上記1(2)カの「公開請求に係る公文書が大量である場合において、正当な理由なく公開請求の補正に応じないとき」に該当する。

3 その他

審査請求人は、「権利の濫用…却下について」の記載内容は事実ではないと主張する。

この「権利の濫用…却下について」とは、実施機関において、本件各決定を行うにあたっての資料として、審査請求人の公開請求等の状況と権利の濫用にあたるとした過去の答申の考え方等まとめた文書「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」のことである。

当該文書の記載内容は、事実に基づくものであり、本件各決定を行った実施機関の判断に誤りはない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件各請求が、公開請求権の濫用と認められるとして本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定の取消しを求めている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各請求が公開請求権の濫用と認められるとしてなされた本件各決定の妥当性である。

3 公開請求権の濫用について

公開請求権は、公開請求者が求める情報を請求する権利として尊重されるべき

ものではあるが、権利の行使とはいえ、常に例外なしに無制限に認められるというわけではなく、たとえば、公開請求の趣旨、内容その他諸般の事情から、公開請求の目的が、条例の趣旨から著しく乖離した不適正なものであることが一見して明白である場合など、当該公開請求が著しく不適正なものであると明らかに認められるときは、条例上、規定は設けられていないが、権利濫用に関する一般法理を適用することにより不適法な請求として却下できると解するのが相当である（条例第4条参照）。

もっとも、権利濫用の法理により公開請求を却下することは、条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、その適用にあたっては公開請求権を不当に制限することのないよう慎重な判断が求められることはいうまでもない。

4 本件各請求に関し認められる事情等

当審査会において確認したところ、本件各請求に関わり、次の事情等が認められる。

(1) 審査請求人に係る事実経過

審査請求人は平成23年7月に身体障がい者手帳交付申請を行った。実施機関は、専門的な判断を要する案件であったため大阪市社会福祉審議会身体障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）へ諮問を行い、平成23年9月、申請に際し審査請求人が提出した主治医の診断書の等級意見よりも低い、視覚障がい〇級との答申を受けたことから、審査請求人に対し視覚障がい〇級の手帳を交付した。審査請求人はこの処分を不服として、異議申立てを行うが、実施機関はこの異議申立てについて審査部会に諮問し、視覚障がい〇級が妥当であるとの答申を受けて、平成24年2月、当該異議申立てを棄却した。

審査請求人は実施機関への問い合わせ、「市民の声」の提出、公開請求、開示請求等を継続して行っており、特に北区役所においては、平成24年5月から平成30年3月までの間、「市民の声」、開示請求、公開請求、問合せ、面談等約400回に及ぶ対応を行っている。また、「市民の声」の件数は、従前回答した内容と重複するなどにより、「市民の声」としての回答を行なわなかった申出件数を除いても平成31年3月時点で北区役所及び福祉局合わせて95件以上に上っている。

これらの中で、北区役所及び福祉局は審査請求人に対し、平成24年度以降、国が定める身体障害者福祉法施行規則第5条の3（別表第5号）「身体障害者障害程度等級表」、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）」及び「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」に基づき処分を行った旨説明を行うとともに、審査請求人の求めに応じ平成24年6月以降、身体障がい認定基準について厚生労働省担当部署に対し照会を複数回行い、その結果を審査請求人に報告している。また、平成25年1月には特定病院

に職員が出張し、上記の診断書を作成した審査請求人の主治医にも説明等行っている。

また、審査請求人が障がい認定に係る公開請求を行い対象文書を閲覧等する中で、自身の身体障がい者手帳等級決定に対する異議申立てに関する事務において使用する公印の種類の誤り、公印審査手続の不備、決裁権者の誤り、決定書の教示文言の未記載等の不適切な事務処理があったことが明らかになったため、実施機関は、当該事務処理について改善し、審査請求人に対しては面談での説明に加え、文書での謝罪及び説明を繰り返し行ったが、審査請求人は障がい認定に係る不正とともに当該事務処理の不正を追及するために公開請求を継続すると主張し、現在に至っている。なお、実施機関によると上記のとおり不適切な事務処理があったが、当該決定書の効力は有効であり、決定書に処分の取消の訴えに係る教示の記載がなかったことから期間を途過した正当な理由があると考えられるため訴訟を提起することはできることを本人に説明しているとのことである。

なお、視覚障がいに係る「身体障害認定基準等取扱いに関する疑義について」の別表の「視覚障害」の項は20年以上改正が行われていなかったが、運用上の問題点が指摘されている状況を踏まえ、厚生労働省により平成30年7月に改正された。これに伴い、審査請求人の障がい等級は、改めて申請が行われ新基準に基づき審査された結果、上位の等級に変更された。

(2) 前記第4の2(1)に記載のとおり、公開請求の件数は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間で約630件、また平成30年2月時点で決定を行った対象文書は累計6万枚にのぼる。

(3) 審査請求人による公開請求は、審査請求人に対する障がい認定の処分内容や実施機関の説明に関する請求に始まり、自身と類似の障がい認定事例を探索する請求、関連制度を所管する部署が保有する文書の請求など、北区役所及び福祉局が保有する文書にとどまらず実施機関全体に対する請求に至っている。これまでの対象文書は、おおまかに次のように分類される。

ア 身体障がい者手帳申請・交付事務を担っている北区役所が保有する、障がい認定申請書類、異議申立書、決定書等の文書

イ 審査部会を所管する心身障がい者リハビリテーションセンターセンター（以下「リハセン」という。）が保有する、審査部会に関する文書（委員名簿、議事録、審査書、区保健福祉センターあて通知書、異議申立て審査関係書類など）

ウ 審査請求人が自身と同様と考える障がい認定事例に関する文書

エ 実施機関における各種審議会（情報公開審査会及び個人情報保護審議会を含む）に係る委員名簿、議事録、決定、審査請求に関する文書

オ 文書管理事務上、手続き等の誤りがある文書（例えば、教示の記載を欠く決定書など）、文書管理簿、文書管理制度所管が誤りを指導している文書

カ 北区役所及びリハセン職員を含む複数部署の職員の出張関係書類（出張命令簿、交通費請求明細書など）

キ 審査請求人と対応した職員に関する職歴に関する文書

ク 市民の声に係る決裁等関係文書

- (4) 前記第4の2(3)に記載のとおり、審査請求人からは「納得がいくまで公開請求はやめない」、「公開請求を行えば、その決裁文書として当該文書が保存されるので、当該文書が廃棄されることを防ぐため公開請求を行った」、「公開請求に係る対象文書が大量あろうと、その中から何をどれだけ見るのかは公開請求者が判断する。」、「課長が謝罪しなければ、補正に応じない。」、「課長となら話をする」、「自身の申し出を市民の声として扱うならば、請求の補正を行うが、扱わないのであれば補正は行わない。」という旨の発言があった。

なお、審査請求人は、これらの発言は事実でないか、その発言の趣旨を故意に変更していると主張している。

- (5) 審査請求人は、対象文書について閲覧せずに放置したまま、新たな公開請求を繰り返しており、平成30年2月の時点でその量は少なくとも約8千枚にのびている。

審査請求人は、閲覧せずに放置した原因はその督促をしない実施機関の対応にあると主張しているが、実施機関によると審査請求人の要望により来庁時に決定通知書を提示することによりいつでも公文書を閲覧できるような対応を行っていたとのことであり、いつでも閲覧できる環境にあるにもかかわらず、大量の公開請求の結果として閲覧されずに放置される文書が蓄積したのであって、審査請求人は、故意に閲覧しなかったのであれば、自らが行った公開請求について把握できない状態であった。

また、実施機関によると、審査請求人は、特定職員の市内出張交通費に関する公文書について不存在による非公開決定によって存在しないと知った際に、広範囲な市内出張交通費に関する公文書の公開請求をあらためて行った結果、大量の対象文書を前に、数枚めくっただけで「この中に、特定職員のものはあるか?」「ないのなら、もういいわ。」と、内容を閲覧しなかったこともあったとのことである。

- (6) 対象文書が大量となる公開請求や全局・全区役所に対するような広範囲な公開請求があった際に、審査請求人の求める公文書を正確に特定するため、実施機関が審査請求人の指定する条件に合致する事例の有無などを別途情報提供しその中から必要に応じて公開請求を行うことなどの補正を求めるものの、審査請求人は補正に応じていない。

この点審査請求人は、補正に応じなかった理由は範囲を絞ることにより実施機関により情報を隠ぺいされるのを防ぐためであると主張するが、その結果、平成29年度の253件の公開請求のうち35件については、対象文書が多くその決

定に時間を要することから特例延長または延長が行われており、また、これらの公開請求の中には、全24区役所を対象とした公開請求で1区役所当たり約20時間、全区役所で約480時間を要したと推計される公開請求も存在する。

(7) 公開請求の内容について

審査請求人の公開請求には、全局・全区役所等を対象にした調査を要する、包括的な公開請求が多数見受けられる。

一例として実施機関の職員の出張に伴う「復命書」が作成されていない出張があるかどうかを全局・全区役所を対象に探索させる公開請求や、審査請求人が作成した特定の文書作成条件（本来は所属長決裁であるのに課長決裁されている、公文書の余白欄を利用した押印決裁、同様案件では以前に文書管理システムで所属長決裁している、公印審査を行っていない、所定の公印を使用していない、処分の教示の記載がないなどすべて）に合致する行政不服審査法上の決定書について、大阪市の行ったすべての行政処分を対象として探索させるような、例外的な取扱いの事実の有無の公文書を求める公開請求があった。

5 本件各請求の権利濫用該当性について

以下、上記事情等を踏まえて検討する。

(1) 審査請求人の公開請求制度の利用について

審査請求人の上記4(3)に記載の公開請求の中には、上記4(7)に記載のような全局・全区役所等を対象にした調査を強いる、包括的な公開請求が多数見受けられる。

実施機関によれば、上記をはじめとしたその探索に相当の労力を必要とする包括的な公開請求があった場合は、行政組織の活動は多種多様であってそのすべてに係る公文書を請求しているとは考え難いため、文書の管理状況など参考となる情報を説明し、対象範囲を限定するなどの補正を求めるが、審査請求人はこれに応じなかったとのことであり、このような全局・全区役所に対する公開請求は平成27年度からの3年間で50件以上に上っていたとのことである。

なお、このような包括的な公開請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、条例第6条第1項第2号に規定する公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。よって、このような公開請求には文書の不特定という形式上の不備があると認められ、当該請求文言の補正がなされない限り、本来は、形式上の不備により却下すべきものであったと考えられる。

また、審査請求人は、実施機関の行った審査請求人に対する説明内容の個々の文言（「ほぼ均等に狭くなるもの」との説明の「ほぼ」など）につい

てその意味がわかる公文書の公開を求めることや、説明に納得できないため、さらなる解釈・説明、根拠の公開を求める公開請求を行っている。

審査請求人は、そもそも実施機関の適切な対応・説明があれば公開請求をすることはなく、公開請求の原因のほとんどは実施機関の不正な説明・対応であると主張しているが、北区役所や福祉局との長期にわたるやり取りの状況や障がい認定処分に係る審査請求が棄却されている事実を踏まえると、障がい認定審査の基準の解釈についての見解が審査請求人と実施機関との間で異なっている以上、審査請求人が納得できるような内容が記載された公文書は存在しえないのであり、審査請求人は情報公開制度の利用により公文書が見たいわけではなく上記4(5)の発言でも確認できるように、審査請求人は求める文書がすでに公開決定等している公文書しか存在しないか、又は存在しないことは認識しながら、反復的な請求を行っているものと認められる。

さらに、福祉局や北区役所の特定部署のすべての職員又は関わった特定の職員の大阪市における職歴の公開請求を繰り返し行っており、実施機関によれば職員の職歴は公開の判断をしているとのことであるが、現在の業務以前の職員個人の経歴は障がい等級認定事務に直接かかわるものではなく、審査請求人に対応する実施機関の職員に対して心理的な圧力を与えようとしているとも思われる。

審査請求人は、障がい等級認定等の真実究明のために説明・労力・お金を費やして必要最小限度においてやむを得ず公開請求を行っているところ、以上のような広範囲にわたる調査を強いる公開請求や、真に情報の公開を求めているとは解することができない公開請求を3年間にわたって繰り返しており、上記4(4)及び(5)に指摘した審査請求人の言動をあわせて考慮すると、単に公開請求の件数が大量であるというだけにとどまらない公開請求制度の趣旨を著しく逸脱した公開請求が、本件各請求時点までに繰り返されているものと認められる。

(2) 実施機関の事務負担について

上記4(7)のような全局・全区役所に対する公開請求についてどのように公文書を特定するのか確認したところ、請求対象とする事務事業が特定されていないため、存在するすべての所属（平成29年4月1日時点で全44所属）において、過去数年分の担当課長の市内出張のすべてについて、該当する公文書の探索をくまなく行う必要があり、実際にすべての所属で該当する公文書の探索を行って決定を行ったとのことである。

また、平成29年度になされた253件の公開請求のうち35件については、対象文書量が多くその決定に時間を要することから特例延長または延長が行われ、全区役所に対する公開請求には、1区役所当たり約20時間、全区役所で約480時間を要したと推計される公開請求も存在するとのことである。

この点審査請求人は、一度にすべての不正に気付かずその都度目的のある公

開請求を行ったものであり、いやがらせで行ったものなどではないと主張しているが、審査請求人による公開請求は前述のとおり600件にのぼるところ、審査請求人が求める対象文書は、例えば公文書の保存期限が短く日々廃棄されるため日々請求をする必要があるというものでもなく、600件以上の請求に至る必然性をみいだすことはできない。

ちなみに、当審査会における別件審査請求に係るこれまでの審議結果においても、審査請求人が新たに入手できることとなった事例はなく、審査請求人の600件以上の請求に対し6万枚の対象文書に応じてきた実施機関が、故意に隠している文書があることを推測する状況は認められない。

このような複数の部署に対する多数の公開請求について、審査請求人が求める要件に合致する公文書を探索する作業は、もはや実施機関の合理的な努力の範疇を超えていると言わざるを得ず、審査請求人への対応に多大な時間を要していることを踏まえれば、審査請求人による公開請求は、少なくとも本件各請求時点で実施機関の円滑な行政事務の遂行に著しい支障や停滞を生じさせているものと認められる。

(3) 公開請求の目的について

公開請求及びそれに係る審査請求の目的は、自身の障がい認定について納得できる説明を得るためであると審査請求人が主張していることからすれば、審査請求人の一連の請求行為は、当初提出した診断書の等級での障がい認定がなされず、その後の実施機関の説明等にも納得ができなかったことに端を発し、実施機関が障がい認定の誤りを隠蔽、偽装しているとの前提のもとこれを究明するための手段として次第にその対象を障がい認定に関する事務以外にまで範囲を広げ、公開請求を繰り返しているものである。審査請求人の公開請求の目的については、公開請求を始めた当初は正当性が認められることは考えられるものの、本件審査請求に係る公開請求の時点においては、上記5(1)で述べたとおり、もはや条例が予定している公開請求とはおよそかけ離れた利用形態であり、自身の等級認定の誤りを実施機関が認めた場合、審査請求を取り下げると主張していることからすれば、実施機関に障がい認定に関わる対応の非を認めさせる目的でなされていると言わざるをえず、上記4(4)及び(5)の発言や態様を踏まえると、審査請求人が、あえて実施機関に負担を生じさせているものと認められる。

(4) 結論

審査請求人の不満の発端となっている、厚生労働省の定める視覚障がいの認定基準については20年以上改正が行われず、時代の推移による新たな視野検査の評価方法が確立されていないなど運用上の問題点が指摘されていた中、平成30年7月に視覚障がいの認定基準の改訂が行われ、審査請求人が該当すると主張する等級での障がい認定が行われた状況等を勘案すると、審査請求人の事情に考慮すべき点はあるものの、公開請求の内容及び件数は情報公開制度の想定

する限度を超えており、本件各請求の時点では、もはや本件各請求は実施機関の業務遂行を著しく停滞、混乱させるものであって、条例の趣旨とは相容れない、自身の障がい認定に係る対応の非を実施機関に認めさせようとする意図に基づく著しく不適正な請求であり、公開請求権の濫用に該当すると認めざるを得ない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

(参考) 答申に至る経過

平成30年度諮問受理第2号ほか28件

年 月 日	経 過
平成30年4月23日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第2号）
平成30年6月14日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第4号）
平成30年6月15日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第5号から第14号）
平成30年6月20日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理15号から第21号）
平成30年9月11日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第22号）
平成30年12月28日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第27号から第29号）
平成31年1月30日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第33号から第36号）
平成31年3月18日	実施機関からの意見書の収受（平成30年諮問受理第2号、第4号から第22号、第27号から第29号及び第33号から第36号）
令和元年10月30日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第11号）
令和2年1月24日	諮問書の受理（令和元年度諮問受理第14号）
令和2年2月17日	調査審議
令和2年3月13日	実施機関の陳述
令和2年4月22日	調査審議
令和2年5月22日	調査審議
令和2年6月15日	審査請求人からの意見書の収受
令和2年6月18日	審査請求人の口頭意見陳述、審査請求人からの意見書の収受
令和2年7月27日	調査審議
令和2年10月28日	調査審議

令和 2 年 12 月 23 日	調査審議
令和 3 年 1 月 26 日	調査審議
令和 3 年 2 月 22 日	実施機関からの意見書の収受（令和元年度諮問受理第 11 号及び第 14 号）
令和 3 年 2 月 24 日	調査審議
令和 3 年 4 月 16 日	答申

項番	諮問 受理番号	(あ) 諮問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 審査請求日	(き)
								審査請求人の主張
1	H30年度 諮問受理 第2号	平成30年 4 月23 日付け大北福第 57号	平成30年 3 月 6 日	福祉局リハセンの〇〇職員に関する市内出張命令申請関係書類（勤務情報システムから出力したCSV）。ただし、H30. 2. 27大北福第1171号と同じ様式によるもの。	北区役所福祉課 （一般福祉・子育て支援担当）	平成30年 3 月19日付け 大北福第1280号 公開 請求却下決定	平成30年 3 月 26日	担当所属でない北区による不当な本決定を取り消し、担当所属である福祉局による公開決定を求める。 福祉局が所管する文書の公開請求に対して所管外の北区が決定を行っており、担当所属の必要な意思決定が行われておらず規則等に違反している。 今回公開請求した目的は私の身体障害者手帳交付申請に係る北区、福祉局による一連の不正の内「職員が〇〇病院へ出張した」とすることについて、その事実を確認できるものとして改めて行ったものです。 「公開請求を却下する理由」にある説明は具体的なものが一切なく、公開することにより、自らの不正が暴かれるのを防ぐためのもので根拠のない悪意に満ちたものである。 多くの不正の原因究明、事実確認等の調査を大阪市に求めるも行われなため、しかたなく労力、お金を使い生活を乱されながらも公開請求により原因究明、事実確認を行っているのです。 却下の理由にある「権利の乱用」を「職権乱用」に変えてそっくりそのまま私の主張とします。
2	H30年度 諮問受理 第4号	平成30年 6 月14 日付け大福祉第 778号	平成30年 3 月 5 日	身障手帳交付申請に係る審査部会の議事録と審査書。ただし、H30年 1 月開催分についてで、リハセン決裁分を含む。	福祉局心身障がい 者リハビリテー ションセンター	平成30年 3 月19日大福祉 第4447号	平成30年 5 月 16日	この決定を取消し、新たな公開決定を求める H30. 5. 15付市民の声（全20ページ）のとおり。却下理由は事実ではなく、不当なものであるため。
3	H30年度 諮問受理 第5号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 228号	平成29年 12月 5 日	H29. 11. 17付福祉局長への市民の声に対するH29. 11. 27付リハセン所長回答に「申出内容を所管するリハセンから説明」とある。政策企画室・福祉局への市民の声について、所管する担当あるが担当の所長・課長名等でなく所属長名で回答した文書（市民の声又はそれ以外のもの含む）についての決裁文書。ただし、保有分のすべて。	北区役所福祉課 （一般福祉・子育て支援担当）	平成30年 3 月19日付け 大北福第1272号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに担当所属長名による公開決定を求める。 H30. 5. 15提出した市民の声「『権利の濫用…却下について』の無効・取消しのお願い」のとおり、却下理由が事実でない不当なもの。
4	H30年度 諮問受理 第6号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 230号	平成29年 12月 18 日	H29. 12. 12付大福祉第3055号不存在による非開示決定通知書の理由に「…情報提供として扱われる案件…政策企画室広聴担当あてに単に伝達…決裁文書を作成しておらず…」とある。市民の声を情報提供として扱った場合について①広聴担当が決裁を作成した場合その決裁文書と②広聴担当が作成していない場合の政策企画室作成の決裁文書。（注）①②にある広聴担当とは全所属についてである。	北区役所福祉課 （一般福祉・子育て支援担当）	平成30年 3 月19日付け 大北福第1273号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに当該所属ごとに公開決定を求める。 H30. 5. 15付市民の声（全20ページ）のとおり、却下決定理由が事実でなく不当なものであるため。
5	H30年度 諮問受理 第7号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 232号	平成30年 2 月 22 日	公益通報に係り「公益通報に係る審議結果について（通知）」で「…第一義的には所属において対処すべき…」とした案件について対処した内容が確認できる文書と決裁・供覧のすべて。ただし、福祉局・北区保有分のすべて。	北区役所福祉課 （一般福祉・子育て支援担当）	平成30年 3 月19日付け 大北福第1274号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに公開決定を求める。 H30. 5. 15付提出の市民の声のとおり、却下理由が事実でないため。
6	H30年度 諮問受理 第8号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 234号	平成30年 2 月 22 日	公益通報に係り公正職務審査委員会が、所属に対して調査を行うよう指示・命令等したもの。ただし、福祉局と北区に対して行われたもので、福祉局・北区保有分のすべて。	北区役所福祉課 （一般福祉・子育て支援担当）	平成30年 3 月19日付け 大北福第1275号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに当該所属ごとに公開決定を求める。 H30. 5. 15付提出の市民の声のとおり、却下理由が事実でなく不当な決定であるため。

項番	諮問 受理番号	(あ) 諮問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 審査請求日	(き)
								審査請求人の主張
7	H30年度 諮問受理 第9号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 236号	平成30年 2 月23日	「公益通報に係る審議結果について(通知)」において「公益通報制度としての調査を行う」とされ処理を終了した案件で、職員が懲戒処分になったものについて、通報内容、調査内容が確認できる文書、懲戒処分に関する文書と決裁・供覧のすべて。(各所属保有分のうち5年分。ただし、5年分で該当するものがない場合は、直近1件。)	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月19日付け 大北福第1277号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに公開文書を所管する所属長名での公開決定を求める。 H30. 5. 15付市長への市民の声のとおりであり、却下理由が事実でない不当なもの。
8	H30年度 諮問受理 第10号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 238号	平成30年 3 月 5 日	H30. 1. 15付公開請求に対するH30. 1. 29付大福祉第3628号部分公開決定通知書で公開された案件の内、診断書の視能率欄(表①～⑥)に記載のある診断書(リハセン保有分)。	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月19日付け 大北福第1278号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに所管所属による公開決定を求める。 H30. 5. 15付市民の声のとおり、この却下決定理由は事実でなく不当であるため。
9	H30年度 諮問受理 第11号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 240号	平成30年 3 月 5 日	身障手帳交付申請(視野)で、視野表の残存視野が中心10度より外側にあり、視野率の記載2～4級相当等の記載もあり、診断医が求心性視野狭窄と判断している案件について審査部会が輪状暗点ではないが求心性視野狭窄と判断し診断書と①同じ等級を認定又は②異なる等級を認定したものおよび審査部会が輪状暗点があるものと判断して、診断書と③同じ等級又は診断書と④異なる等級を認定した案件①～④のリハセン保有分すべて。	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月19日付け 大北福第1279号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この決定を取消し、新たに所管所属の公開決定を求める。 H30. 5. 15付提出の市民の声のとおり、却下決定理由が事実でなく不当であるため。
10	H30年度 諮問受理 第12号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 242号	平成30年 3 月 8 日	市内出張交通費請求明細書。ただし、福祉局リハセン〇〇職員に関するものであり、H30. 2. 5付大人事第33号部分公開決定で公開された文書と同様に「ピタパ」を利用している場合、消さずに確認できるもの。	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月19日付け 大北福第1281号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに、担当所属による公開決定を求める。 H30. 5. 15提出の市民の声(全20ページ)にあるとおり、却下決定理由が事実でなく不当なものであるため。
11	H30年度 諮問受理 第13号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 244号	平成30年 3 月 8 日	福祉局リハセン職員 ○・〇〇の2名に係る市内出張命令申請(CSV)と市内出張交通費請求明細書。ただし、システムから直接出力したもの。	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月19日付け 大北福第1282号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この決定決定を取消し、新たに所管所属の公開決定を求める。 H30. 5. 15付市民の声(全20ページ)のとおり、却下決定理由が事実でなく不当であるため。
12	H30年度 諮問受理 第14号	平成30年 6 月15 日付け大北福第 246号	平成30年 3 月 9 日	福祉局リハセン職員がH30. 1. 12〇〇大学(審査部会・視覚)に出張した全員の「出張命令申請一覧(SCV)。ただし、システムから出力したもの。	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月19日付け 大北福第1283号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 16日	この却下決定を取消し、新たに所管所属長による公開決定を求める。 H30. 5. 15付市民の声にあるとおり、却下決定理由が事実でなく不当なものであるため。
13	H30年度 諮問受理 第15号	平成30年 6 月20 日付け大北福第 274号	平成30年 3 月14日	H30. 2. 19付大福祉第3916号部分公開決定通知書の「公文書の件名」にある「…ほか4件」が具体的に確認できる文書および公文書の件名についての記載要領。福祉局保有分。	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月28日付け 大北福第1322号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 21日	この却下決定を取消し、新たに所管所属による公開決定を求める。 H30. 5. 15提出した市民の声(全20ページ)にあるとおり、却下理由は事実でなく不当であるため。
14	H30年度 諮問受理 第16号	平成30年 6 月20 日付け大北福第 276号	平成30年 3 月14日	市内出張命令申請一覧(CSV)。ただし、北区の課長級以上役職にある職員についてで、平成23年度以降分の保有分のすべてをシステムから出力したもの。	北区役所福祉課 (一般福祉・子育て支援担当)	平成30年 3 月28日付け 大北福第1323号 公開 請求却下決定	平成30年 5 月 21日	この却下決定を取消し、新たに公開決定を求める。 H30. 5. 15提出の市民の声にあるとおり、却下理由は事実でなく不当であるため。

項番	諮問 受理番号	(あ) 諮問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 審査請求日	(き)
								審査請求人の主張
15	H30年度 諮問受理 第17号	平成30年 6 月20 日付け大北福第 278号	平成30年 3 月23 日	公開請求に対して、①公開拒否、②公開却下の決定を行う場合の理由および事務手続を定めた文書。（総務局保有分）	北区役所福祉課	平成30年 4 月 6 日付け 大北福第17号 公開請 求却下決定	平成30年 5 月 21 日	この公開請求却下決定を取消し、新たに所管する所属による公開決定を求める。 H30. 5. 15付市民の声（全20ページ）にあるとおり、却下決定理由は事実でなく不当なものである。また、却下理由として総務局が作成した「権利の濫用を理由…公開請求の却下について」の作成経過や必要な決裁者が不明であり、これらの規定等をこの不当な理由で却下することは、その文書の形式的正当性（必要な決裁あるか等意志決定）の確認すらできず、民主主義を否定しており、悪質である。
16	H30年度 諮問受理 第18号	平成30年 6 月20 日付け大北福第 280号	平成30年 3 月26 日	公開請求に対する「公開請求却下決定通知書」。ただし、平成29年 4 月から平成30年 2 月中に決定されたもので総務局情報公開グループ保有分で、保有していない場合、保有所属分に変更する。	北区役所福祉課	平成30年 4 月 9 日付け 大北福第19号 公開請 求却下決定	平成30年 5 月 21 日	この却下決定を取消し、新たに所管する総務局による公開決定を求める。 H30. 5. 15提出した市長への市民の声にあるとおり、却下理由は事実でなく、不当であるため。
17	H30年度 諮問受理 第19号	平成30年 6 月20 日付け大北福第 282号	平成30年 4 月 2 日	開示・公開請求に係る審査請求に対する弁明書が、マニュアル・規則等に定められた期間内に作成した案件の審査請求書。ただし、H29年度受付分で、総務局・福祉局・北区分について。	北区役所福祉課	平成30年 4 月16日付け 大北福第33号 公開請 求却下決定	平成30年 5 月 21 日	この却下決定を取消し、新たに、該当する所属ごとに公開決定を求める。 H30. 5. 15付市民の声（全20ページ）のとおり、却下決定理由が事実でなく不当なものである。
18	H30年度 諮問受理 第20号	平成30年 6 月20 日付け大北福第 284号	平成30年 4 月17 日	H30. 4. 9 付大北福第18号で公開された文書「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について（平成30年 3 月総務局）」について、作成の意志決定等に係る決裁文書。	北区役所福祉課	平成30年 5 月 1 日付け 大北福第83号 公開請 求却下決定	平成30年 5 月 21 日	この却下決定を取消し、新たに、公開請求に係る文書を作成した総務局による公開決定を求める。 H30. 5. 15提出の市民の声（全20ページ）にあるとおり、却下理由は事実でなく不当なものであるため。
19	H30年度 諮問受理 第21号	平成30年 6 月20 日付け大北福第 286号	平成30年 4 月17 日	H30. 4. 9 付大福祉第80号不存在による非開示決定通知書の理由に「…北区役所にて公開請求却下の決定…福祉局においては当該決定に係る決裁文書を作成しておらず…」とある。このことが規則等に違反していないと確認できる文書。（総務局保有分）	北区役所福祉課	平成30年 5 月 1 日付け 大北福第84号 公開請 求却下決定	平成30年 5 月 21 日	この決定を取消し、新たに所管所属による公開決定を求める。 H30. 5. 15提出の市民の声のとおり、却下理由は事実でなく不当なものであるため。
20	H30年度 諮問受理 第22号	平成30年 9 月11 日付け大北福第 565号	平成30年 6 月 4 日	5 月28日本庁 1 階において担当係長より開示・公開請求に係る審査請求についての説明で同一人による審査請求で審査（議）中案件ある場合、その後提出された案件については、諮問書・弁明書が整っていても審査（議）中案件が終了するまで審査（議）を行わないとのこと。この審査（議）を行っていない案件についてのその判断が確認できる議事録と審査請求書と弁明書（作成日等確認できる 1 枚目のみ）。	北区役所福祉課	平成30年 6 月18日付け 大北福第254号 公開 請求却下決定	平成30年 8 月 14 日	総務局による公開決定を求める。 平成30年 3 月総務局（情報公開グループ）が作成した「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」の文言をそのまま理由にしており、この請求内容に対する具体的理由がない。この総務局作成文書の不当性については、H30. 5. 15政策企画室に提出した「『権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について』の無効・取消しをお願い」（全20ページ）のとおりである。また請求内容の全容を所管し把握している総務局が決定していないのも不正である。

項番	諮問 受理番号	(あ) 諮問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 審査請求日	(き)
								審査請求人の主張
21	H30年度 諮問受理 第27号	平成30年12月28 日付け大北福第 1038号	平成30年 11月 5 日	開示・公開請求で審査請求あるが、受付から1ヶ月経過するが弁明書を作成していない案件の①審査請求書及び②作成していない特段の理由が確認できる文書。	北区役所福祉課	平成30年11月19日付け 大北福第879号 公開 請求却下決定	平成30年12月 3 日	(1) 所管所属でない北区の本決定を取消す。 (2) 所管所属である総務局の公開決定を求める。 (3) 予備として、北区本決定の理由の不正・無効を確認していただき、却下決定の取消し、および公開決定を求める。 審査請求事務の遅延の確認が目的の公開請求であり、所管する総務局が決定せず、所管外の北区が決定している。また、本公開請求は却下理由に該当しない。 さらに、却下理由そのものが事実でなく不正である。 ※H30. 5. 15付市長への市民の声がその根拠である。
22	H30年度 諮問受理 第28号	平成30年12月28 日付け大北福第 1040号	平成30年 11月 5 日	開示・公開請求での審査請求で、H29年度以降受付た案件において、答申が出ていないものについての審査請求書。	北区役所福祉課	平成30年11月19日付け 大北福第880号 公開 請求却下決定	平成30年12月 3 日	
23	H30年度 諮問受理 第29号	平成30年12月28 日付け大北福第 1042号	平成30年 11月 5 日	開示・公開請求において、審査請求があった案件で答申が出たものに係る審査請求書と答申書。ただし、H30年度に答申出た案件について。	北区役所福祉課	平成30年11月19日付け 大北福第881号 公開 請求却下決定	平成30年12月 3 日	
24	H30年度 諮問受理 第33号	平成31年 1 月30 日付け大北福第 1226号	平成30年7 月30日	市民の声の取扱い（マニュアル等）に「2. 申出人と本市との間で係争中のものや同案件について判決のあったもの」は、いわゆる市民の声として扱わないとある。この「…係争中のものや…判決のあったもの」について審査請求（開示・公開請求）を含むか等、具体的に解釈を示した文書。	北区役所福祉課	平成30年 8 月13日付け 大北福第430号 公開 請求却下決定	平成30年10月2 日	・大北福第430号公開請求却下決定の取消しを求める。 ・所管する政策企画室の決定を求める。 事務を所管する政策企画室が決定を行っていない。
25	H30年度 諮問受理 第34号	平成31年 1 月30 日付け大北福第 1228号	平成30年7 月30日	H30. 6. 25付大総務第eー50号の不存在理由に「…その内容が係争中に関するものであったため…「市民の声」としては扱わずに…」とある。係争中を理由に市民の声として扱わなかった案件についての①決裁文書および②その係争中案件が確認できる文書。ただし、大阪市保有のすべて。	北区役所福祉課	平成30年 8 月13日付け 大北福第431号 公開 請求却下決定	平成30年10月2 日	① 大北福第431号の取消しを求める。 ② 総務局による公開決定を求める。 ・所管する総務局が決定を行っていない。 ・いずれの所管が決定しても、本公開請求を却下するのは不当である。
26	H30年度 諮問受理 第35号	平成31年 1 月30 日付け大北福第 1230号	平成30年8 月8日	公開請求が権利の濫用に該当するとした案件に係る決裁文書。ただし、都市計画局・財政局・消防局保有分について	北区役所福祉課	平成30年 8 月20日付け 大北福第479号 公開 請求却下決定	平成30年10月2 日	都市計画局、財政局、消防局保有分を含めた (1) H30. 8. 8付公開請求について当該所属に依頼せず、北区に依頼した個別・具体の理由を求める。 (2) 北区が決定した理由を求める。 (3) 改めて当該3所属による公開決定を求める。 総務局は北区と共謀して、不当に公開請求却下決定を行った。この公開請求は、知る権利の基本に関するものであり、公開請求却下決定そのものが違法である
27	H30年度 諮問受理 第36号	平成31年 1 月30 日付け大北福第 1232号	平成30年8 月14日	最近、身体障害者手帳交付申請に係る障害等級の認定基準に変更があったとのこと。この変更内容が確認できる①ガイドライン、②厚労省作成文書、③その他の資料。ただし、福祉局保有分で視覚障害について	北区役所福祉課	平成30年 8 月28日付け 大北福第510号 公開 請求却下決定	平成30年10月2 日	受付た総務局が北区に依頼した理由を求める ・大北福第510号の取消しを求める。 ・福祉局による公開決定を求める。 所管する福祉局を請求で指定しているにもかかわらず所管外の北区が却下決定している。いずれにしても却下決定そのものが不当である。
28	R元年度 諮問受理 第11号	令和元年10月30 日付け大北福第 886号	令和元年 7 月 1 日	口頭意見陳述開催日が確認できる文書。ただし、開示・公開請求での審査請求に係り、直近5件についてで総務局保有分について。	北区役所福祉課	令和元年 7 月16日付け 大北福第335号 公開 請求却下決定	令和元年10月 11日	本決定を取消し、新たな公開決定を求める。私が行った審査請求案件について口頭意見陳述開催までの期間が非常に長く、他案件との均衡を確認するものであるが、この知る権利を奪っており、条例だけでなく憲法に違反した悪質な決定である為。

項番	諮問 受理番号	(あ) 諮問	(い) 請求日	(う) 公文書の件名	(え) 担当	(お) 決定	(か) 審査請求日	(き)
								審査請求人の主張
29	R元年度 諮問受理 第14号	令和2年1月24 日付け大北福第 1398号	令和元年 11月1日	R元. 10. 11付市民の声に対するR元. 10. 24付北区長回答に 「平成23年度の身体障害者手帳の交付申請に係り、〇〇様と 同様案件で2～4級の認定…個々の視野の状況により、視野 障害の等級が認定されます。」とある。この〇〇様と同様案 件で2～4級と認定した案件の診断書。ただし、北区を除く 各区保有分で2・3・4級の各1件で「〇級相当」および 「視野表（残存視野の状況が確認できる部分）」のみの公開 を求める。	北区役所福祉課	令和元年11月15日付け 大北福第972号 公開 請求却下決定	令和元年12月 26日	本決定を取消しを求める。改めて各区の決定を求める。 却下理由が不正であるため。①障害認定審査・・・不服に端を発する公開請求 は真に公文書の公開を求めているものとは解されず」とあるが、そのような 事実はない。真実は北区による不正な説明、事務処理対応が端であり、真の 認定基準の解釈や他案件との公平性を究明、確認するために、時間、労力、 お金を費やして行った公開請求である。現に北区は私の案件について具体的 説明を今も行っていない。